Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-16

残留日本人二世等の中国における生活史・誌

孔, 風蘭

(Citation)
神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要,6(2):25-39

(Issue Date)
2013-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81005346

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005346

神戸大学大学院人間発達環境学研究科　研究紀要第 6 巻第 2 号　2013　　研究論文
Bulletin of Graduate School of Human Development and Environment, Kobe University, Vol.6 No.2 2013.

残留日本人二世等の中国における生活史・誌

Chronicle of Japanese second or third generation and their spouses who are left behind in China

孔　風蘭*
Fenglan KONG *

要約：本稿の課題は、残留日本人の二世等の中国における生活史の実態を明らかにし、その社会的意義を考察することにある。残留日本人二世等の中国での生活実態は、その年齢・職業階層によって多様であるが、同世代・同地域の中国人にはごく一般的にみられる世代・職業階層の類型である。しかし、二世等には、一般の中国人にはみられない幼少期のいじめ、学校・進学での不利、就職・昇進・恋愛・結婚等、生活のあらゆる場面に及んだ日系人としての差別があった。二世等が日本に帰国したのは、主に 1980 年代末以降まで遅延した。それは、戦後の東西冷戦、および日本政府の帰国支援策の不備に大きく規定されていた。そして、二世等の渡日の動機は、単に「残留日本人二世等だから」といった受け身のものだけではなく、貧困からの脱出・親の介護・子供の将来・別の世界の体験など、主体的・選択的な要素を含んでいる。二世等にとって、日本人の血統とは人生の可能性を広げる一つの資源として機能した。しかし同時にそれを資源として活用せざるをえなかった背景は、改革開放以降の中国東北地方の厳しい社会的現実である。またその資源の活用を極めて厳しく制限したのは、中国残留日本人一世の苦難を創出した日本政府が二世等に再び課した帰国制限政策であったといわねばならない。
キーワード：残留日本人二世、ポストコロニアルの中国、生活過程分析

序章　課題と方法

第 1 節　本研究の課題

本稿の目的は、残留日本人の二世等の中国における生活の実態を明らかにし、その社会的意義を考察することにある。

残留日本人とは、第二次世界大戦中に中国に移住し、日本敗戦時の混乱の中で戦後も中国に残留せざるをえなかった日本人を指す。厚生労働省は、日本敗戦時に 13 歳未満の者を「残留孤児」、13 歳以上の者を「残留婦人」と規定している。残留日本人の多くは、戦後、中国で中国人と結婚し、子供・孫を生み育ててきた。そして 1972 年の日中国交回復以降、家族とともに日本に永住帰国してきたのである。

本稿は、こうした残留日本人の家族として日本に永住帰国してきた子供（二世）・孫（三世）やその配偶者を、主な研究対象とする。彼らは、残留日本人も含め、「中国帰国者」と総称されている。「中国帰国者」から残留日本人を除き、二世・三世等のみを示す名称はない。しかし彼らは、残留日本人（一世）とは明らかに異なる多くの特徴をもっている。

残留日本人の二世・三世とその家族は10万人以上いると言われるが、正確な人数・世帯数は不明である。厚生労働省の調査[1)]によれば、1987年に残留孤児を中心とする帰国の第一のピークがあり、1995年には二世とその家族を中心とした第二のピークがあった。また、2012年3月末現在、国交回復以降国費により永住帰国した残留邦人の数は6, 343人、同伴家族を含めた人数は20, 233人とされている。しかし、これらはあくまで帰国旅費を国費で支給した世帯・人数であり、私費で呼び寄せられた世帯・人数は含んでいない。私費・呼び寄せ家族の人数は、どの行政機関も把握せず、不明というしかないのである。

残留日本人の二世・三世は、年齢も10歳代から60歳代、学歴も不就学から大学・大学院の卒業者と極めて多彩である。居住地域や職業も多様である。彼らは、来日するまで、人生のかなりの期間を中国で暮らし、中国人としての感覚や思考方式を身につけてきた。彼らの中国での生活実態を知ることは、来日後の彼らの生活・生き方を考える上でも重要であろう。

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士課程後期課程

（2012年10月 1 日　受付
2012年10月31日　受理）

第２節　先行研究の検討

従来、残留日本人（一世）に関しては、浅野（2008）、浅野・佟（2009、2010、2011）、佟・浅野（2009、2010）、呉（2004）、江畑・曾・箕口（1996）、蘭（1994、2000a）等、多数の研究が蓄積されてきた[2]。それらの研究は、来日前の中国での生活の実態も含め、極めて広範な社会生活諸領域に光を当ててきた。

一方、二世等を対象とした研究も、決して少なくない[3]。しかしその大半は、日本での日本語教育、就労、自立支援、アイデンティティ等、来日後の実態についての研究に限られている。

しかもそれらの研究は、二世等の来日前の生活史との関係、および来日前の生活がもつ固有の意義には、ほとんど言及していない[4]。しかし実際には、中国での生活実態をふまえなければ、来日後に二世等が直面する諸問題やその受けとめ方も十分に理解できないと思われる。現に、二世等の来日後の生活や意識に関する先行研究の知見は、ほとんどがニューカマーの在日外国人研究[5]の知見と酷似している。つまり残留日本人の二世に固有の特徴が浮き彫りにされていないのである。

二世等の中国での生活実態を分析した数少ない研究として、張（2005）[6]がある。張は、残留孤児二世の一家族を事例として、来日前と来日後の生活実態を、居住、生活習慣、就労、社会的ネットワーク、アイデンティティ等、多岐にわたる領域で考察した。そして二世には、来日後、日本文化を積極的に理解・吸収しようとせず、中国的な行動様式・価値観を保持する傾向があるとし、それは単に日本語の不自由のせいばかりでなく、何よりも長年にわたって身につけた中国の生活文化が基層をなしているためであると述べている。いわば来日前の生活・文化が、来日後の生活様式にも影響を与えているのである。

ただし、張の研究は、一家族のみの事例研究である。そこで、職業階層差・都市と農村の格差等、中国社会の構造的多様性が捉えられていない。また張の考察した事例は、1980年代後半の改革開放[7]によって「生活に余裕ができた」と語るなど、やや特殊なケースでもある。実際には、本論中で明らかにするように、改革開放によって生活が不安定になった二世等が圧倒的に多い。

職業階層・都市と農村の格差等に着眼し、二世等の日本への帰国動機を分析した研究として、横内（2006）[8]がある。これは、中国帰国者二世等（147名）の帰国動機を、①「家族の来日」という第１次的動機、および、②それ以外の５つの第２次的動機（「自分の能力を向上させるため」、「お金のため」、「日本に思い入れがあったから」、「中国の国の現状に不満があったから」、「中国での生活に不満があったから」）に分けて分析した。そして中国での職業階層に基づいて農業型と非農業型の間で、また非農業型の中では20歳代と30歳代の世代によって、帰国動機に違いがあることを明らかにした。

横内の研究は、二世等の中国での生活と帰国動機の関連をとらえた貴重な成果である。その分析結果によれば、農業型では「自分の能力を向上させるため」、「日本に思い入れがあったから」といった第２次的動機が多くみられたが、非農業型、特に30歳以上では顕著な第２次的動機がみられなかった。また非農業型の中でマニュアル・ノンマニュアルの職種間の差異も、明確に検出できなかった。横内は、これらの点に関して、ノンマニュアルの内部でも所得格差があり、職業によってはマニュアルより低賃金の場合があること、都市戸籍と農村戸籍の待遇の違いなど、中国国内の複雑な事情に基づくものではないかと考察している。

これをふまえ、横内が指摘するように、中国の複雑な事情をふまえた階層設定を行うには、アンケート調査にとどまらず、インテンシヴな面接聞き取り調査に基づくトータルな生活実態の把握が不可欠であろう。また、横内が設定した第２次的動機の５類型の妥当性やその根拠も再考しなければならない。例えば、一口に「自分の能力を向上させるため」といっても、その内実は農業型・無職型・マニュアル・ノンマニュアルで、大きく異なるはずである。したがって、あらかじめ調査者が想定した選択肢に基づくアンケート調査ではなく、インテンシヴな面接聞き取りによって当事者の生活実態と語りの中から複合的な動機とその背景を抽出し、分析する必要があるだろう。また何より、中国での生活実態は、日本への帰国動機だけに影響を与えるわけではない。中国での生活は、二世等のトータルな人間形成の重要な基盤であり、帰国動機はむしろその表出現象の一端にすぎない。

第３節　調査の方法と概要

以上をふまえ、本稿は、残留日本人二世等（二世・三世、およびその配偶者）を対象としたインテンシヴな面接聞き取り調査に基づき、中国での生活実態を明らかにする。調査は、2009年8月から2011年10月にかけて、近畿地方に在住する50名（男性17名、女性33名）を対象として実施した[9]。

本調査研究の基礎となる方法論は、日本の地域社会学の伝統の中で培われた生活過程分析に基づく社会変動論である[10]。これは、対象者の生活史・生活過程・社会諸関係・社会意識をできるだけトータルに把握し、マクロな歴史・社会変動との関連で考察する方法である。調査対象者の生活を、研究者の専門・仮説に沿って切り取って来るのではなく、まずは調査対象者を一人の生きた人間として捉え、当事者自身の「生命＝生活」の発展的再生産にとって重要な意味をもつ事実や変化を捉え、それに基づいて逆に研究者側の問題意識・課題設定を不断に再構成し、しかもそれを歴史的な社会構造変動との関連で意味づける。こうした方法論に立つ場合、一般的な面接聴き取り調査にとどまらず、多岐にわたる質問を臨機応変に重ね合わせ、長時間をかけて質的事実を浮き彫りにするインテンシヴな面接調査が必要となる。

本調査研究の対象者の選定は、機縁法に基づく。そこには二つの理由がある。一つは、前述のように、残留日本人二世等の「母集団」は、いかなる機関も把握していない。つまり確定した母集団を前提としたサンプリングは不可能である。機縁法を駆使し、いわゆる「雪だるま式」に調査対象者を確保していくしかないのである。そしてもう一つの理由は、生活過程分析に基づく社会変動論という手法を用いる以上、調査対象者との信頼関係が決定的に重要になる。各種の機縁を駆使して信頼を確保することが、調査実施において必要不可欠であった。

またそれゆえに、本調査研究においては、調査対象者の個人プライバシーに最大限の配慮が必要である。本稿の記述上、各対象者の具体的な発言・事実が個人毎のストーリーとしては把握しにくいような形式をとっている。本稿の分析はあくまでいくつかの

タイプ・類型を単位として行っている。したがって、各タイプ内部での個人の特定は二次的な意義しかもたず、それよりむしろ個人のプライバシー保護の観点を優先すべきと判断した。もとより本稿に登場する調査対象者の具体的な発言は中国語でなされ、それを日本語に翻訳したものである。

第１章　基本属性と中国での生活史

まず、基本属性と中国での生活史をみていこう。

第１節　基本属性と階層形成

本稿の対象者は全員、中国東北三省（遼寧省・吉林省・黒竜江省）の出身である。

彼らは、年齢によって大きく２つ、職業階層等によって細かく５つのタイプ（表１参照）に区分しうる。

第１項　【Ａタイプ】－46歳以上

まず、【Ａタイプ】は46歳以上で、残留日本人（特に残留婦人）の二世を中心に、28名いる。彼らは、反右闘争（1957年）、大躍進政策（1958〜60年）、文化大革命（1966〜76年）等、戦後中国の政治・社会的混乱の渦中で成長してきた世代である。反右闘争では、1957年末までに全国で55万人が「右派分子」として市民権を剥奪され、辺境地での強制労働に従事させられた。無謀な大躍進政策とその破綻は、３年間にわたる自然災害とも重なり、全国で推計2000万〜5000万ともいわれる餓死者を生み出した。そして戦後中国最大の政治的混乱である文化大革命により、中国の産業・社会は壊滅的打撃を受けた。当時、多くの青年が農村に「下放（上山下郷）」され、肉体労働に従事させられた。こうした中国のたえまない苛酷な政治・社会的混乱は、【Ａタイプ】の生活にも、深刻な影響をもたらしたのである。【Ａタイプ】は、「中学では勉強はなく、鉄の生産や畑仕事ばかりしていた」、「中卒後、すぐ農村に下放された」、「子供時代はトウモロコシの粉ばかり食べていた」と語る。

【Ａタイプ】は、職業階層によってさらに３つに分けられる。

（1）【Ａ１】－専門職・管理職・事務員

【Ａ１】は、専門職・管理職・事務員である。具体的には、教師、裁判所の相談員、エンジニア、管理的公務員、銀行員、会計士などである。

【Ａ１】は過半数が高卒以上で、学歴が相対的に高い。しかし大卒・専門学校卒は少なく、彼らが専門職・管理職であることをふまえれば、決して高学歴とはいえない。なぜなら彼らもまた、【Ａタイプ】の世代の一員として、戦後中国の政治・教育の混乱の渦中で生きてきたからである。特に文化大革命期、大学は約10年間にわたって完全に閉鎖された。

＊「子供時代、３年間の自然災害で食糧が足りず、都市から農村に赴き、草や山菜を採って薄いお粥に入れて食べていた。とても学校に通う余裕はなかった」

「中学時代は毎日、学校で鉄鋼を作る作業ばかりしていた。その後、学校は閉鎖された」

表１　基本属性　（人）

タイプ		A1	A2	A3	B1	B2	計
職業	専門業	3	－	－	－	－	3
	管理職	3	－	－	－	－	3
	事務員	3	－	－	－	－	3
	正規労働者	－	7	－	－	－	7
	準正規労働者	－	4	－	－	－	4
	農民	－	－	8	－	－	8
	自営業	－	－	－	6	－	6
	非正規労働者	－	－	－	8	－	8
	無職	－	－	－	－	3	3
	在学中	－	－	－	－	5	5
学歴	大学	1	－	－	2	－	3
	専門	1	1	－	1	－	3
	高校	3	4	3	2	3	15
	中学	2	5	－	7	－	14
	以下	2	1	5	2	－	10
	在学中	－	－	－	－	5	5
出身	都市	8	6	－	3	5	22
	農村	1	5	8	11	3	28
性別	男性	4	4	2	6	1	17
	女性	5	7	6	8	7	33
続柄	婦人二世等	6	9	5	1	－	21
	孤児二世等	3	2	3	4	5	17
	婦人三世等	－	－	－	7	2	9
	孤児三世等	－	－	－	2	1	3
年齢	60〜	4	5	2	－	－	11
	50〜	4	5	5	－	－	14
	46〜	1	1	1	－	－	3
	40〜	－	－	－	5	4	9
	30〜	－	－	－	5	3	8
	以下	－	－	－	4	1	5
両親職業	専門業	2	－	－	－	1	3
	管理職	3	－	－	3	1	7
	事務員	1	－	－	－	－	1
	労働者	1	5	－	－	4	10
	農民	－	4	8	10	1	23
	自営業	2	2	－	1	1	6
計		9	11	8	14	8	50

資料：実態調査より作成。

ただし【Ａ１】は全員、都市出身で、両親にも専門職・管理職が多い。また学校を卒業後、就職先の職場を国家が指定する「統一的分配方式」に基づき、比較的安定した公的機関の職場に配置された。

【Ａ１】の中でも、相対的な高学歴者は、一時的に農村に下放された。しかしその後、技術・知識を生かして専門職・管理職ま

たはその候補者として、都市の職場に再配置された。

＊「中卒後、『知識青年』として農村に下放され、２年間、農業をした。でも態度が良いと評価され、人民公社の推薦で専門学校に進学できた。卒業後、国の配置で機械工場に入り、２年後には技師、後に管理職になった」
「４年間も農村に下放された。最初の年は毎日、畑仕事ばかりだったが、翌年から人民公社の文書を書く仕事に就き、３年目から秘書になった。その後、都市に帰ることを許され、公務員になった」

一方、学歴は中卒またはそれ以下だが、後に専門職・管理職になった【Ａ１】もいる。彼らは、やはり農村に下放されたが、後に親のコネ・人民公社の特別の推薦により、「統一的分配方式」の対象になり、主に両親が勤めていた国有企業に配置された。当初は臨時雇・労働者だったが、その後、正規雇用・管理職に昇進した。

＊「農村に下放されて民兵になったが、次第に昇進して、父が勤めていた都市の農業局で武器管理を担当する副営長になった。その後、文化庁に転勤し、最後は商業局の副局長に昇進した」
「父は文化大革命で批判されたが、後に名誉回復され、子供である私にも政府が銀行の仕事を斡旋してくれた」

総じて【Ａ１】は相対的に高所得を確保し、中国での生活は安定していたといえよう。

（２）【Ａ２】－労働者

【Ａ２】は、製造業を主とする労働者である。衣類・毛織物・メリヤス・醤油・印刷等の国有企業で働いていた。都市・農村の出身者がほぼ拮抗し、両親は製造業等の労働者、農民、または零細商店主が多い。

【Ａ２】の学歴は【Ａ１】より低く、中卒が最も多い。都市出身の【Ａ２】は中卒後、「統一的分配方式」で、都市の国有企業の正規労働者、または臨時雇だが実質的には安定して長期雇用される労働者として就職した。農村出身者は、都市の労働者との結婚等を機に都市に移住し、配偶者の勤務先の工場に臨時雇の労働者として採用された。いずれにせよ収入は【Ａ１】に比べれば低いが、しかし生活は一応、安定していたといえよう。ある【Ａ２】は、「従業員１万人以上の大規模な毛織物製造の国有企業に配置された。周囲からうらやましがられ、自分でも満足していた」と語る。

しかし1990年代後半、改革開放政策の進展に伴い、【Ａ２】が勤務する国有企業は民営化され、彼らの生活水準は一挙に悪化した。リストラされ、個人経営の工場に再就職したケースもあるが、そこでは低賃金・長時間労働が常態化し、社会保障[11]もなかった。露店等の自営業に転職した【Ａ２】の生活も、苦しかった。リストラを免れて元の企業に残っても、企業自体が倒産寸前で、いつ解雇されるか戦々恐々とせざるを得なかった。解雇を待つと退職後の年金すらなくなるため、病気等を口実にわざと早期退職したケースもみられた。

＊「勤務先の醤油工場の経営がだんだん厳しくなり、下っ端から順にリストラされ始めた。いつ解雇されるか心配で、不安な日々が続いた。年度始めには子供の学費に悩まされ、本当に苦しかった」
「学校の食堂に勤務していたが、解雇されると、年金は一元ももらえない。だから、病気を口実に早期退職した。そうすれば、年金がもらえるからだ」
「軍隊が経営する衣服工場の経営がだんだん厳しくなり、結局解雇された。その後、工場は倒産した。生活は苦しかった」
「衣服製造の国有企業を解雇され、個人経営の小規模な縫製業工場に再就職した。朝から夜11時まで働いたが残業代もなく、給料も少なかった。国有企業とは違い、医療保険や有給休暇もなかった」

（３）【Ａ３】－農民

【Ａ３】は、農民である。彼らは農村出身で、両親も農民であった。【Ａタイプ】の中で最も貧困である。学歴は過半数が中卒未満と低く、学卒後または就学中から農業に従事してきた。貧困のために就学を中断したり、村に学校がなかったため中学に通えなかったケースも少なくない。

＊「生活はギリギリだった。貧乏でご飯がない時もよくあった。また母が病気で、治療費がかかった。それで小学校４年生で学校をやめた」

【Ａ３】の生活は、改革開放以降もさらに一層不安定化した。自給食糧用の小規模な農地（自留地）でトウモロコシ・コウリャン・リョクトウ等を栽培していたが、農業収入から税金や経営費を引くと残りはわずかで、一家が食べるだけで精一杯だった。農業は気候に左右され、気候が不良であれば、生活は一層逼迫した。

＊「農業収入は不安定だった。一年間、一生懸命働いて収入があるようにみえても、経営費、税金などの支出で赤字になることもあった。また妻が脳の病気を患い、手術代のため、住んでいた家も手放した」

第２項　【Ｂタイプ】－45歳以下

さて、【Ｂタイプ】は45歳以下で、22名いる。半数以上が、残留日本人の三世である。

彼らは、1978年以降の改革開放政策の中で成長してきた。

【Ｂタイプ】は、職業階層によって２つに分けられる。

（１）【Ｂ１】－非正規雇用労働者・零細自営業

【Ｂ１】は、非正規雇用労働者、または零細な自営業者である。

彼らは農村出身で、残留婦人の３世が多い。これは、残留婦人が残留孤児とは異なり、農村に多数居住していたことの反映である。日本敗戦時、中国東北地方の農村に散在した満州開拓移民団

から多数の日本人女性が逃避行を続け、その途上で東北地方の貧しい農民等の男性と結婚することで命をつないだ人々が、残留婦人である。そこで残留婦人は、都市より、農村に多い。残留婦人の三世が農村に多いのも、その結果である。

【Ｂ１】の両親にも当然、農民が多い。そして【Ｂ１】の最終学歴は多様だが、中卒が最も多い。「小さい農村では中学校がなく、進学するなら大きな村に行くしかない。うちは学費を払えないので、中学校にいけなかった」、「都市の高校に合格したが、費用が高いのでいけなかった」等の声も聞かれる。

彼らは、学卒後または就学中から農業を手伝ったが、その後、農業では生活できず、他の職業に転職を余儀なくされた。すなわち農村で個人経営の製造業・飲食店に勤務したり、衣服・食料販売の露店を自営したり、または出稼ぎに出て都市で飲食店・製造業・警備員等の非正規雇用労働者になったのである。その過程で、彼らはいくつかの職を転々とした。ただしいずれの職場も低賃金・長時間労働が蔓延し、社会保険もなかった。賃金不払いもみられた[12]。

＊「勉強がおもしろくなく、お金もかかるから中学校をやめた。15歳の時、村を出て出稼ぎに行った。出稼ぎすればお金を稼げるし、いろいろな人と接することもできると思った。でも予想と違い、仕事がきつくて、給料の不払いもしょっちゅうあった」

「一人で出稼ぎに行き、都市のレストランで働いた。仕事は非常にきつく、つまらなかった。将来の見通しも全然ない。何か技術を身につけなければと思い、造船所で溶接工になった。でもそこも給料が少なく、宿舎も狭かった。毎日、疲れきっていた」

「中学校を中退して、料理屋の雑役や物売りなどあちこちで働いた。保証金として200元（1600円）払って仕事をもらったが、すごくきつかった。毎朝、80キロ以上の調味料を外へ出して並べて売る。真冬もずっと外だ。夜にはまた室内に戻す。１か月ほど我慢したが、結局やめた。給料は一元ももらえず、保証金も返してくれなかった。若かったのでいじめられた。両親は農民でお金も権力もない。自分は学校にあまり行かなかったので、そんな仕事しかなかった」

「農業では食べていけず、露店で日用品や衣服を売ったが、うまくいかなかった。やむなく出稼ぎに行き、建築現場の臨時雇で働いた。１日10時間働いても、７元（100円）ほどしか収入がなかった」

（２）【Ｂ２】－無職・学生

【Ｂ２】は、無職、または学生である。都市・農村の出身者が拮抗し、残留孤児の２世が多い。これは、残留孤児が農村と都市の双方に分散して居住していたことの反映である。彼らの両親は、やや安定した仕事についており、製造業労働者・農民・販売自営等であった。「父は自分の店を持ち、けっこう豊かな生活をしていた。上流階級にいたし、就学も買物も不満はなかった」と語る人もいる。

【Ｂ２】のうち、すでに学校を卒業した者は、高卒以上で比較的高学歴である。日本に行くことを想定し、中国では就職しなかった。「高校卒業後、両親も急いで就職しなくてもいいと言ったので、家でのんびりしていた」と語るケースもある。また学生の【Ｂ２】は来日時、小学校低学年から高校生で、特に若かった。

第２節　家族形成と生活

次に各タイプの家族形成（表２参照）と生活についてみる。

第１項　【Ａタイプ】－46歳以上

まず【Ａタイプ】は全員、中国で結婚した。ただし、その結婚生活は、一様ではない。

（１）【Ａ１】－専門職・管理職・事務員

【Ａ１】の多くは、自由恋愛で結婚した。配偶者も【Ａ１】と同様、相対的に高学歴で、専門職・管理職であることが多い[13]。

【Ａ１】の世帯は高収入で、生活は安定していた。ある【Ａ１】は、「当初、職場の寮に住んでいたが、勤務先の職場が建設したマンションを格安で購入した。配偶者の職場からも格安でマンションを購入したため、２軒を所有している」と語る。【Ａ１】には仕事や生活の不満は少ない。ただし彼らも、「中国沿海地域と比べると低収入」との認識はもっていた。子供は１人と少なく、「自分が文化大革命等で学校に行けず、苦労したので、子供にはよりよい教育環境を与えたい」と、子供には高い教育期待をもっていた。

表2　家族形成　（人）

タイプ		A1	A2	A3	B1	B2	計
未婚		－	－	－	6	8	14
きっかけ	自由恋愛	5	3	2	4	－	14
	上司紹介	1	－	－	－	－	1
	同僚紹介	1	7	－	1	－	9
	親戚紹介	2	1	5	3	－	11
	近所紹介	－	－	1	－	－	1
配偶者	専門業	1	－	－	－	－	1
	管理職	2	－	－	－	－	2
	事務員	3	1	－	－	－	4
	労働者	1	8	3	1	－	13
	農民	2	1	4	4	－	11
	自営業	－	1	－	2	－	3
	無職	－	－	1	1	－	2
子供人数	5人	－	1	－	－	－	1
	4人	－	2	－	－	－	2
	3人	1	－	3	－	－	4
	2人	3	4	4	4	－	15
	1人	5	4	1	4	－	14
	なし	－	－	－	6	8	14
計		9	11	8	14	8	50

資料：実態調査より作成。

（2）【Ａ２】ー労働者

【Ａ２】は、職場の同僚の紹介で、同僚と結婚した。配偶者も本人と同様、労働者が多い。

彼らは当初、職場の寮に住んでいたが、1990年代後半以降、職場を解雇され、または職場が倒産したため、住宅も失った。そこで低家賃住宅に賃貸で入居したが、居住環境は劣悪であった。

＊「まず私が解雇され、半年後に夫も解雇されて、社宅から追い出された。安い賃貸住宅に入ったが、水道も壊れて出ず、管理者に頼んだが、なかなか直してもらえなかった。石炭を買う金もなく、毎日１時間位しか暖房がなく、とても寒かった」

【Ａ２】は、「収入が低く、経済的に非常に苦しい」と感じていた。子供の人数がやや多いこともあり、子育て・教育費・子供の就職等にも悩んでいた。

＊「自分だけでなく、５人の子供のうち上の３人も仕事がなかった。下の２人は在学中だったが学費が払えず、退学させようと思っていた。子供の将来が心配だった」
「倒産する企業が多く、若い人はなかなか仕事がみつからなかった。４人の子供の将来に、すごく悩んでいた」

（3）【Ａ３】ー農民

【Ａ３】は、親戚等の紹介で、農民・農村労働者と結婚した。

彼らは結婚後、農村で自宅を建てたが、その多くは非常に粗末な建物で、居住環境は劣悪であった。

＊「10年間も貯金して、土で家を建てたが、それでも資金が足りず、借金した。金がなくて柱も細かったので、数年後に柱が折れた。大雨が降ると、雨漏りがひどかった」

【Ａ３】の世帯は最も低収入で、「経済的に非常に苦しい」と感じていた。農業が赤字の年、および子供の結婚・就学に際しては、借金が不可欠だった。子供が２人以上と多く、支出がかさんだ。また農村では医療保険がなく、家族が病気になると、【Ａ３】の生活は容易に破綻した。

＊「３人の子供がいたが、学費が払えず、上の２人は小学校だけでやめさせた。一番下の子供だけは中学に進学させたが、高校進学の時はやはり借金するしかなかった」
「農村では病気になることが一番恐ろしい。農村では治せないから、都市の病院に行かねばならない。入院費はおろか、交通費だけでも困る。金を貸してくれる人はいない。子供が脳膜炎になった時、金を借りる先がなくてとても困った」

第２項　【Ｂタイプ】ー45歳以下

さて、【Ｂタイプ】は中国在住時には、未婚者が多かった。

（1）【Ｂ１】ー非正規雇用労働者・自営業

すでに就職している【Ｂ１】でも、半数弱が中国では未婚であった。既婚の場合、自由恋愛・親戚の紹介が多く、配偶者は臨時雇の労働者または農民である。子供は１～２人と少ないが、経済的に不安定で、将来の展望も見えにくい状況にあった。

＊「農業だけでは生きていけないから、３歳の子供を両親に託し、夫婦で出稼ぎに行った。出稼ぎ先での生活費を稼ぐのに精一杯で送金できず、１年後、ようやく帰省の交通費だけを確保して旧正月に帰省した。子供は私達の顔を忘れ、知らない人だと思って泣いた」

（2）【Ｂ２】ー無職・学生

【Ｂ２】は、すべて中国在住時は未婚であった。彼らの生活は比較的安定していた。無職者の場合、高卒後もさしあたり直ちに就職しなくてもよい状況にあった。

第２章　中国で受けた差別・迫害

では次に、中国社会で受けた差別・迫害について分析しよう。

残留日本人は日中戦争によって生み出された。また戦後、中国と日本は国交が断絶し、互いに「仮想敵国」となった。そこで残留日本人の多くは、中国において深刻な差別・迫害を経験した。

こうした差別・迫害は、一世だけでなく、二世・三世にも波及した。ただし、その深刻さは一世に比べれば、軽微である。しかも差別・迫害の受けとめ方は、一見すれば、個人差が大きい。例えば、文化大革命時代に投獄されても、「差別はなかった。残留日本人関係者だけでなく、多数の中国人も迫害されたから」と感じる人もいる。その一方で、「小日本」[14] と呼ばれただけで、「差別された」と傷つく人もいる。しかしこうした二世等の差別体験やその受けとめ方は、実は単なる個人差にとどまらず、以下に示す如く、やはり明らかなタイプ毎の差（表３参照）とみるべきであろう。

第１節　幼少時

まず小学校入学以前の幼少期についてみる。

【Ａタイプ】は総じて、幼少期に差別されたと感じている人が少ない。

特に農村に居住していた【Ａ３】は全員、差別がなかったと感じている。農村では、都市に比べれば人間関係が親密で、家族が村人と信頼関係さえ構築できれば、露骨な差別にあうことは少なかったようである。

＊「母（残留婦人）は裁縫が得意で、よく夜中まで村人達に服を無償で作ってあげていた。村人達は母をとても信頼していた。それで私は子供時代もいじめられなかった」
「母（残留婦人）は村でただ一人の助産師でたくさんの命を誕生させた。村人は母を尊敬していたので、私もいじめられなかった」

表３　中国で受けた差別・迫害（MA）　（人）

タイプ		A1	A2	A3	B1	B2	計
幼少期		2	2	―	5	3	12
就学・成人期	就学	3	3	―	―	―	6
	就職	3	1	―	―	―	4
	職場	2	1	―	―	―	3
	恋愛	1	―	―	―	―	1
	結婚	2	1	―	―	―	3
	家族	2	―	―	―	―	2
なし		4	4	8	9	5	29
計		9	11	8	14	8	50

資料：実際調査により作成

これに対し、都市に居住していた【Ａ１】と【Ａ２】は若干、「差別があった」と感じている。ただし、それほど深刻に受けとめていたわけではない。「まわりの子供達に『小日本』と言われたが、悪意はなかった。殴られたこともないし、いじめられたとは言えない」、「差別で苦労したことはない。文化大革命で、農村に行かされ、たまにまわりの人に『小日本』とからかわれたが、悪意はなかった」等の声が聞かれる。

総じて【Ａタイプ】は、幼少時の差別体験は少なかったと感じている。しかしこのことは、後述する【Ｂタイプ】よりも客観的に差別が少なかったことを意味しない。むしろ【Ａタイプ】は、後にもっと深刻な差別を経験したため、幼少時の差別は大したことはないと受けとめているのである。

また【Ａタイプ】は、残留日本人一世である両親が激烈な迫害・差別を受けた時、すでに物心がついていた。ある【Ａ２】は、本人は差別された体験はないが、「父（残留孤児）が日本人だと同僚に密告され、刑務所に入れられた。私は週に１回位、刑務所まで父に弁当を届けに行った。今なら弁当とも呼べないほどひどい食事だ。漬物とトウモロコシの粉を湯で溶いた糊のようなものだ。私は長子なので、できるだけ日本人の子孫だとばれないようにおとなしくして、家族を守ろうと思っていた」と語る。

一方、【Ｂタイプ】は半数弱が、幼少時に差別されたと語っている。ただし、その内容はほとんど、まわりの人から「小日本鬼子」と呼ばれたというものにとどまる。【Ｂタイプ】の多くはその後、大きな差別を体験していない。そこで幼少時にそのように呼ばれたことが、ほぼ唯一の被差別体験であり、これを強く印象に残っているのである。

＊「保育園で『小日本鬼子』と呼ばれ、なぜ自分だけがそう呼ばれるのか違和感があった」
「子供の頃、テレビや映画で『小日本』という言葉をよく聞いていた。まわりの人に『小日本』と言われ、とても嫌だった。村の子供にそう言われた時は腹が立ち、ケンカになってその子を家まで追いかけた」

いずれにせよ、本稿の対象者達は、こうした幼少時の体験を通して、自らが残留日本人の子供（または孫）であることを自覚していったのである。

第２節　就学・成人期

では次に、就学・成人期における差別体験をみていこう。

まず【Ａタイプ】の就学・成人期は、文化大革命をはじめとする政治的混乱期と重なり、厳しい差別・迫害を余儀なくされた。

特に都市に住む【Ａ１】・【Ａ２】では、差別体験が著しい。ある【Ａ２】は「文化大革命を経験した後、中国に対する感情が変わった」と語る。

第１に、就学期には、日本人の子孫であることを理由に、少年先鋒隊[15]・共産主義青年団[16]への入団を許可されず、また進学でも差別された。農村に下放されたため、低学歴になったことを差別と感じている人もいる。

＊「小学校４年生の時、少年先鋒隊に入ろうとしたら、母が日本人なので私には資格がないと言われた」
「高校の時、共青団へ入団を申請したが、認められなかった。本当に悔しかった。すべては母が日本人だからだ」
「中学校の時、文化大革命の時期、母が日本人という理由で私の一家は山村に行かされた。そのため学校に通えなかった」
「学校推薦で大学に行くことになっていたが、母親が日本人のため、農村に下放された。人生一番の絶望のどん底だった」

第２は、就職・職場での差別である。多くの【Ａタイプ】が、一家で農村に下放され、都市での仕事を失い、農業に従事せざるを得なかった。また職場でも、民兵・軍・共産党等への参加が認められなかった。もとよりこうした政治的排除は、職場での昇進・昇給等とも直結していた。

＊「日本と関係があるため、公安部・警察に就職できなかった。当時、いくら優秀でも日本人の子供というだけで、そうした職業には就けなかった」
「母が日本人のため、私達一家は農村に行かされた。私はなかなか仕事がみつからず、やむなく農業をした」
「親が日本人なので、軍隊や共産党に入る資格はなかった。政治的差別を受けた」

第３は、恋愛・結婚、および家族に関する差別である。恋愛・結婚する際、日本人の子孫であることを理由に恋愛・結婚に反対されたり、不利を被った人も多い。就職差別のため安定した仕事につけず、仕事の確保を主な目的として結婚せざるをえなかったケースもある。

＊「昔、兵士をしていた彼氏がいたが、私の母が日本人と知られたとたん、振られた」
「好きな男性がいたが、結婚話になると、私が日本人の娘であることを知られ、将来・昇進等に影響するという理由で、

彼の家族に反対された。仕方なく別れた」
「文化大革命時代に日本人として『黒五類』[17] に指定され、仕事が見つからなかった。それで仕事のために夫と結婚した。結婚すれば、夫の家族として夫の会社で働けるからだ」

結婚後も配偶者やその家族にまで、差別の被害は及んだ。

＊「夫の弟は中国解放軍の試験に合格したが、私の母が日本人なので最終的に不合格にされた。そこまで影響するとは思わなかった。本当に悔しかった」
「私（二世の配偶者）はもともと北京の中国科学院で働いていた。しかし日本人の娘である妻と結婚したため、私は瀋陽市の軍工場に左遷された」

なおこうした差別は、1960年代～70年代初頭に最も激烈であった。1972年の日中国交回復、1976年の文化大革命の終結に伴い、露骨な差別は減少していった。

＊「1972年に中日国交が回復してから、母（残留婦人）が日本人であることは追及されなくなり、私もついに炭鉱の仕事が見つかった」
「日本人（残留婦人）の子供であるため大学にも入れず、いい仕事にも就けなかった。母は２回も自殺未遂した。それでも中日国交回復後はだんだん良くなった」

また、最も差別・迫害が激しかった1960年代～70年代も、すべての【Ａタイプ】が差別に晒されたわけではない。

まず農村在住の【Ａ３】では、差別が比較的、少なかった。なぜなら就学期には、農村ではもともと学校が少なかった。小学校しかない地域が多かったのである。就職・結婚等についても、農村の人民公社では、都市ほど迫害・差別が激しくなかった。農村では人間関係が親密ということもあり、残留日本人一世の慎重な対応や親密な人間関係の構築によって、二世等も差別を逃れることが比較的容易であった。

また【Ａ１】・【Ａ２】でも、一部は差別を免れた。それはまず、親（残留日本人の配偶者）が傷痍軍人であったケースである。「父は手柄を立てた軍人だった。戦争で障害者になり、全然動けなくなったため、政府から軍人補償を受けていた。この父のおかげで、母が残留婦人でも被害を受けなかった」。また本人（二世等）が紅衛兵[18] 等、積極的に政治参加をして差別を免れたケースもみられる。ある二世は「私は紅衛兵に積極的に参加した。宣伝隊でポスターを作ったり、組み版をしたりした。積極分子だった。そのおかげで差別されなかった」と語る。

とはいえ、こうして差別を免れても、都市に住む【Ａ１】・【Ａ２】は、いつ差別されるかという恐怖・肩身の狭さをつねに感じていた。

＊「文化大革命で食糧不足だった時、中国人の同僚が『三分の二の腸が休んでいる』と言っただけで、不満分子だと密告され、反革命の罪に問われた。私は自分が日本人の子供でいつどんな罪に問われるかわからないと思っていたので、仕事に専念し、できるだけ人の前で話さず、目立たないようにおとなしくしていた。本当に不安な恐怖の日々だった」
「歴史の授業で、第二次世界大戦で日本の中国侵略の話になると、まるで自分のことを言われているように感じていた。ずっと肩身が狭く、苦しかった。そして日本人の子供というだけで、人の何十倍も仕事で努力した。例えば毎日、職場で一生懸命働くだけでなく、うちに帰って家事を終え、子供を寝かしつけた後、夜12時からいろいろ勉強した。それでもいつも劣等感を感じていた」

これに対し、【Ｂタイプ】は就学・成人期にはほとんど差別を経験していない。彼らは日中国交回復・文化大革命終結以降に、就学・成人期を迎えたからである。ごく一部に文化大革命の記憶があるケースもあるが、それはごく幼少期の記憶にすぎない。また、日中戦争からかなりの年数を経たこともあり、周囲の大人も【Ｂタイプ】が日本人関係者であることにあまり注意を払わなかったようである。ある【Ｂタイプ】は、「まわりには、私が残留日本人の３世だと知っている人はあまりいなかった。だから差別とかいじめとかは全然経験したことがない」と語っている。

第３章　永住帰国の経過と動機

最後に、日本への永住帰国の経過と動機を分析する。

第１節　日本政府の政策

二世等の永住帰国は、一世のそれによって大きく規定されている。

一世は、第二次世界大戦終結後も、また日中国交回復（1972年）以降も、長らく日本への帰国を果たせなかった。彼らの永住帰国は多くの場合、1980年代以降まで遅延したのである。

その理由の一つは、戦後の東西冷戦により、日中両国の国交が断絶したことにある。しかしそれだけではない。戦後の日本政府の政策・対応に起因する要素も大きい。すなわち戦後の日本政府は、残留日本人の帰国支援に極めて消極的であり続けた。日中国交回復以降も、各種の身元保証人制度を設け、身元保証人が確保できなければ、残留日本人の永住帰国を認めなかったのである。また残留孤児と残留婦人を峻別し、残留婦人の永住帰国にはさらに高いハードルを設けた。こうした日本政府の政策により、残留日本人一世の帰国が大幅に遅延した事実については、すでに多くの研究が明らかにしている[19]。

こうした一世の帰国の遅延は、いうまでもなく二世等の帰国の遅延にも直結した。

さらに、二世等の帰国には、それとは別の政策的障害も重なった。すなわち日本政府は、20歳未満で未婚の二世に限定して、一世とともに日本政府の国費で同伴帰国することを許可したのである。後に、この規定は段階的に緩和された。しかし、二世等の国費による帰国には一貫して厳しい制限が継続された。日本と中国の経済格差を考えると、一世が二世等を自費で同伴帰国させることも事実上、難しかった。またたとえ渡日費を借金して自費で

まかなうとしても、日本政府は、20歳以上・既婚の二世等の同伴帰国を容易に許可しなかった。

そこで多くの残留日本人一世は、まず20歳未満・未婚の二世だけを同伴して国費で日本に帰国し、日本で働いて渡航費を稼いでから、20歳以上・既婚の二世等を呼び寄せるしかなかった。特に残留婦人の場合、一世の帰国が大幅に遅延した上、帰国が可能になった時点では二世も20歳以上・既婚である場合が圧倒的に多かった。そこで大多数の残留婦人は、二世等を自費で呼び寄せるしかなかったのである。

しかし二世等を自費で呼び寄せる際にも、日本政府が課した身元保証人の確保が、大きな障害となった。先に帰国した一世の多くは、中高年になってから帰国し、日本語も不自由だったため、容易に就職できず、生活保護を受給せざるをえなかった。経済的に自立しない限り、身元保証人にはなれない。また残留孤児の約半数は身元・肉親が未判明であったため、日本の肉親に身元保証人を依頼することもできなかった。たとえ肉親が判明していても、身元保証人になることを肉親に拒否されたケースも多かった。

以上のような日本政府の政策に由来する事情により、20歳以上・既婚の二世等の来日は、一世よりもさらに大幅に遅延したのである。

＊「母（残留婦人）の兄が日本にいたが、生活が困難なため、保証人になるのは無理だと断わられた。それで自費で日本に行こうとして『労務ビザ（研修生と思われる）』を申請した。その手続きに２年かかったが結局、却下された。1992年に再度、家族呼び寄せを申請した。あの書類を出せ、この書類が足りないと言われ、４回ほど書類を提出し直した。とても繁雑だった。1994年、私の一家のビザがようやく許可された。でも、兄の一家はなぜか却下された。なぜ私が許可され、兄がだめだったのかはわからない。もしかすると私は母と同居して、ずっと母の面倒をみてきたからかもしれない」

「母（残留婦人）は日本語ができず、来日後も仕事を探すのが大変だった。経済的に自立して、自費で子供達を呼び寄せるにはかなり時間がかかった。子供達と離ればなれになり、少しずつお金を貯めて、何年間もかかってやっと私達を呼び寄せることができた」

「私は結婚していたので両親（残留孤児）と同伴帰国できなかった。その後も保証人が見つからず、来日できなかった。両親は日本に来てから経済的に自立するため、一生懸命働いた。ようやく少し生活が安定してから、私達を呼び寄せることができた」

「母（残留婦人）が先に日本に帰国し、小さい弟妹は一緒に国費で同伴帰国した。でも私は当時、既婚で子供もいたので同伴帰国できなかった。ずっと呼び寄せられるのを待っていた」

なお日本政府は、1992年、一世に障害がある場合、その介護人という名目で二世一家の呼び寄せを認めた。また1994年には65歳以上、1995年には60歳以上の一世が永住帰国する際、扶養者として１世帯の既婚の二世の同伴帰国を許可した。しかし本稿の対象者は、これらの政策変更に基づいて帰国したわけではない。20歳以上・既婚の二世のほとんどは、自費での家族呼び寄せで来日している。ある二世は、「国費で帰国できると聞いて手続きをしたが、難しく、時間もかかった。翌年になっても許可されなかった。とにかく来日したいので、自費で帰国することにした」と語る。1997年以降、既婚の二世の同伴を認める孤児の対象年齢が55歳まで下げられたが、これに則って帰国した二世も、本稿の対象者の中で２名にとどまる。

さらに一世が永住帰国する以前に中国で死去した場合、その二世には、家族呼び寄せによる永住帰国も認められない。中国にいた時は同じ残留日本人の二世だったが、日本への永住帰国に際しては、一世の生存の有無に基づいて明確な線引きがなされた。中国で一世が死去した二世等は、1990年の日本の出入国管理法改正に伴い、日系ブラジル人等と同様の位置づけで、日本に定住ビザで来日することになった。

＊「父（残留孤児）は1978年に日本に一時帰国（親戚訪問）した。でもその後、中国に帰って死去した。それで私は保証人が確保できず、永住帰国できなかった。『労務ビザ（研修生と思われる）』で何度か申請したが、却下された。ようやく2007年、日本の親戚が身元保証人になってくれ、私も含めてきょうだい７名が日本に帰国できた」

「祖母（残留婦人）が生きていた頃、ずっと一家で帰りたがっていたが、祖母は病気のため中国で亡くなった。私達は保証人がいないので、ずっと日本に帰れなかった」

残留婦人の中には、日本人の前夫との子供、および後に再婚した中国人の夫との間の子供の双方がいるケースもある。この場合、前者は残留孤児に該当するが、後者は残留婦人二世になる。当然、日本への帰国の容易さも異なる。そして残留婦人が中国で死去した場合、日本人の前夫の子供（残留孤児）が先に日本に永住帰国している場合もみられる。そうした残留孤児は、自らの実子を同伴・呼び寄せ等で帰国させた。しかし、自らの弟妹（残留婦人の二世）の身元保証人になることは、必ずしも多くなかったようである。その理由は不明だが、残留孤児自身も帰国後、日本で経済的自立が困難で、自分の子供の身元保証人になるのが精一杯であったことが一因と考えられる。

＊「1972年に祖母（残留婦人）は帰国を許可されたが、体調不良で帰国できず、1973年に中国で病死した。祖母の連れ子（残留孤児）は1986年に日本に帰国したが、その後、中国の親戚と全然連絡をとらなかった。保証人になりたくないからだ。それで私達の来日は2008年まで遅れた」

「祖母（残留婦人）が生きていた時、帰国の手続きをしようとしたが、祖父に反対され、諦めた。その後、祖母は中国で死去した。祖母の連れ子（残留孤児）が日本に帰国する時、一緒にうちの一家も連れて行ってくれるよう頼んだが、断られた。彼は私達の保証人になることも拒否した。2008年にようやく祖母の知人を通して保証人を紹介してもらい、来日できた」

そして、こうした自費での家族呼び寄せ、および、定住ビザでの来日には、しばしばプロの斡旋業者が介在し、高額の手数料を取った。身元保証人になる日本人の中にも、高額の保証費をとるケースもあった。二世等は、そのために借金を抱えることも少なくなかった。

＊「1991年、母（残留婦人）が私達を呼び寄せる手続きをしたが、うまくいかなかった。それで1992年、業者に３万元（約35万円）を払って手続きをしてもらった。その手数料を払うため、私達はすべての家財を売り払い、借金もした。当時は、それ以外に方法がなかった。業者が日本で工場を経営している日本人を保証人として紹介してくれ、その日本人にも来日後に働いて約35万円を払うという約束で、手続きしてもらった」

第２節　永住帰国の経過

こうした日本政府の政策に基づき、二世等の永住帰国の経過も各タイプごとに多様（表４参照）である。

第１項　【Aタイプ】

まず【Aタイプ】の多くは、家族呼び寄せ・自費で来日した。

両親の帰国時、【Aタイプ】の多くはすでに20歳以上、既婚だったからである。中でも【Ａ１】は、1987年〜2008年にかけて五月雨式に、20歳代〜60歳代まで多様な年齢で永住帰国した。これは、自分や家族の仕事・健康状態等、多様な個人的な理由で自ら帰国時期を選択した要素が比較的強いからである。

＊「中国で退職したらすぐ日本に行くことにしていたが、夫の兄が病気になり、看病しなければならなかったので、帰国を遅らせた。夫の兄が亡くなってから日本に来た」
「中国で退職する2004年に日本に来る予定だったが、夫の親が病気になり、来日が遅れた。夫の親が死去してから2006年に来日した」

これに対し、【Ａ２】は、1990年代に集中して、30歳代〜40歳代の働きざかりで永住帰国した。これは、1990年の日本の入国管理法改正を受け、また同年以降の中国での改革開放に伴う生活苦の深刻化の影響もあり、「できるだけ早く日本に行きたい」との動機が働いたことを意味している。【Ａ２】の多くは、斡旋業者を介して渡日の手続きを行った。

そして【Ａ３】は、1994年以降と比較的遅く、30歳代〜50歳代で永住帰国した。これは、【Ａ３】が農村に居住し、帰国に関する情報が入手しにくかった上、経済的に貧困で斡旋業者に支払う経費・帰国旅費を貯めるのに期間がかかったからである。

＊「日本に行くには業者を通す以外の方法がわからなかった。業者の費用が高く、お金を工面するために数年間かかった」
「農村にいたので、永住帰国に関する情報が全然入らなかった。かなり多くの帰国者が日本に帰った後、やっとそのことが耳に入った。それから手続きをしたが、日本に来るまで何年もかかった」
「最初、村人と一緒に『労働ビザ（研修生と思われる）』を申請しようと思ったが、費用が高すぎ、全財産を売っても足りなかった。数年後、日本にいる母（残留婦人）が来日の手続きをしてくれた」
「農村では借金できる相手もなかったので、自費帰国の資金を調達するのに３年間もかかり、帰国が遅れた」

表４　帰国状況　（人）

タイプ		A1	A2	A3	B1	B2	計
来日年齢	60 歳〜	1	―	―	―	―	1
	50 歳〜	4	―	2	―	―	6
	40 歳〜	1	7	3	―	―	11
	30 歳〜	1	4	3	8	―	16
	以下〜	1	―	―	6	8	15
来日時期	1987 年〜	1	1	―	―	3	5
	1990 年〜	3	3	―	2	3	11
	1994 年〜	2	7	7	―	2	18
	2000 年〜	3	―	1	12	―	16
帰国費用	国費	―	1	1	4	5	11
	自費	9	10	7	10	3	39
計		9	11	8	14	8	50

資料：実際調査により作成

第２項　【Bタイプ】

【Ｂタイプ】もやはり、家族呼び寄せ・自費で来日した人が多い。ただし【Aタイプ】とは異なり、国費の同伴帰国者も一定の位置を占める。

中でも【Ｂ１】は、20歳代〜30歳代で家族呼び寄せ・自費での来日が主である。来日時期は2000年以降と相対的に遅い。彼らも農村出身者が多く、情報が入りにくかったことに加え、来日の費用を稼ぐのに時間がかかった。

＊「農村でずっと農業をしていて、祖母が日本人であれば日本に行けるということを知らなかった。都市に出稼ぎに行って、日本に行けるということを耳にした」
「出稼ぎの給料で生活がぎりぎりだったので、来日するために４年間も貯金した。それでも日本にくる金が足りず、半分位は借金した」

これに対し、【Ｂ２】は、20歳未満で国費・同伴帰国が主である。帰国時期は、1996年以前と相対的に早い。彼らの中には、20歳以上だった兄・姉を中国に残して先に帰国し、後に兄・姉を呼び寄せたケースも多い。

＊「日本政府が、20歳未満の人は国費で来日できると言ったので、母ときょうだい３人が一緒に、1991年に来日した。20歳以上だった兄だけ、後から自費で帰国した」
「1989年に両親と弟と一緒に４人で永住帰国した。日本政府の規定により、既婚の姉は帰国できなかった」

第３節　永住帰国の動機

では、二世等はなぜ、日本への永住帰国を望んだのだろう。

最も多い答えは、「親（一世）が日本人だから」である。またこれがすべてのタイプに共通してみられる帰国の動機でもある。

しかし各タイプ毎に、違いがある（表５参照）ことも見逃せない。

表５　永住帰国の動機　（人）

タイプ	A1	A2	A3	B1	B2	計
親が日本にいるから	4	2	4	6	5	21
経済的理由	4	6	3	6	―	19
子供の将来のため	1	3	1	―	―	5
別の世界を体験	―	―	―	2	3	5
うれしい	5	6	6	6	6	29
どちらでもない	―	2	1	6	1	10
悲しい	3	1	―	2	1	7
その他	1	2	1	―	―	4
計	9	11	8	14	8	50

資料：実際調査により作成ば、

第１項　【Aタイプ】

まず【Aタイプ】は、親が先に来日している。したがって、ここで言う「親が日本人だから」とは、「親が日本にいるから安心して行ける」、「日本にいる親の面倒をみる必要がある（介護）」、「自分だけが中国に残るのはつらい」といったニュアンスである。

中でも【Ａ１】は、葛藤しつつ来日した。ここでは、「日本に来るのは悲しかった」と語るケースが３名いる。また、「日本にくるのはうれしかった」と語る人の中にも、葛藤があった。なぜなら【Ａ１】は中国で専門職・管理職等の仕事に就いており、このキャリアを中断して日本に渡ることに大きな迷いがあったからである。彼らの配偶者もまた同様の職業についていたため、来日に反対したケースも少なくない。それでも彼らが来日を決意したのは、「親が日本人だから」という理由に加え、「日本は福祉・医療がよいから」、「もっといい生活がしたかったから」である。彼らのこうした目的・動機が、実際に日本に来て達成されたか否かは別稿で検討する。ただし少なくとも彼らの来日動機には、日本と中国の経済格差、および専門職・管理職であっても医療・福祉・将来性に不安を感じざるを得ない中国東北地方の厳しい経済状況が大きな影響を与えていたといえよう。

＊「腸癌になった母（残留婦人）を世話するため、来日した。私は中国で、とてもいい公務員の仕事を持ち、夫も公務員で高給で生活は豊かだった。来日する必要はないと思っていた。でも母が病気になり、私にとても会いたがるのでやむをえなかった。来日するのは悲しかった」
「来日する時、すごく複雑な心境だった。結婚して子供もいて、裁判所の相談員といういい仕事をしていたからだ。また、日本について何も知らないし、先に日本に行った弟の話によると、中国人が日本で仕事を見つけるのは難しい。それでも両親ときょうだいが皆、日本に行き、自分だけ中国に残るのは辛いので、やはり日本に行こうと決めた。でも夫は反対した。夫に『もしあなたがどうしても日本に行くなら、離婚するしかない』とまで言われ、大変だった。何度も話し合い、やっと夫は同意してくれ、私と一緒に来日した。でも本当は私も夫も日本に来たくなかった。悲しかった」
「複雑な気持ちだった。中国では銀行員として働いていた。中国を離れるのは悲しい。でも経済的に発展した日本に行けば、今よりもっと生活は良くなると思い、帰国を決めた」
「私達夫婦は技師と管理職で、二人ともいい仕事を持ち、中国での生活に満足していた。しかし娘が高校を卒業した時、よりよい環境でもっと高い学歴を取らせたかった。娘の将来を考え、来日した方がいいと判断した。それに日本は母（残留婦人）の祖国だし、空気もきれいだから行きたいと思った」[20]

これに対し、【Ａ２】・【Ａ３】には来日に伴う葛藤は少ない。「日本に来るのはうれしかった」と答える人が多い。彼らの来日動機は、「親が日本人だから」に加え、「貧困からの脱出」、「子供の将来のため」等が多い。

特に【Ａ２】は、1990年代後半以降、生活が急速に不安定化する中で、本人だけでなく子供も含めて就職が困難となり、「経済大国・日本」への脱出に将来を見出そうとした。こうした彼らの生活の不安定化は、直接には1990年代後半以降の改革開放政策に基づく。しかしそれ以前から彼らが労働者階級であったこと、「小日本鬼子」として差別されてきた事実の影響も見逃せない。

＊「従業員１万人以上の縫製の国有企業で働いていたが、改革開放後、解雇された。その後、夫の工場も倒産した。このままだと生活できないから、日本に来るしかなかった」
「来日は楽しみだった。中国ではメリヤス工場で臨時雇として働いていたが、日本では単純労働でも自動機械が導入されて楽そうだし、経済的にも豊かだ。きっと給料も高いと思った。また姑が日本人だから、世話をするために日本に帰るのは当然だと思った」
「私が縫製工場をリストラされて失業していただけでなく、５人の子供のうち上の３人が、仕事がなかった。見つかる見込みもなく、子供の将来が心配だった。子供達のことを考えると、日本に来た方がいいと思った。この苦しい環境からようやく逃げ出せるという気持ちもあった。母親（残留婦人）ときょうだいは全員、日本にいるから、そんなに不安はなかった」

「私自身は中国で臨時雇で収入は低いが、それでも生活に不安はなかった。ただ、当時の中国は倒産する企業が多く、若者はなかなか仕事が見つからなかった。私の４人の子供のうち、学校を卒業した２人も仕事がなかった。金もコネもないから、子供達の将来のため、日本に来ることにした」

「子供の就職を考えて、来日を決めた。日本なら中国より、いい仕事がみつかると思った。日本での生活はいろんな面で安心できる。例えば生活保護があり、国が負担してくれる。病院もお金がかからない」[21)]

一方、【Ａ３】は長年にわたる農村の絶対的貧困からの脱出が、来日の主な動機であった。ここでも1990年代後半以降、農業だけでは生活できなくなったという現実がある。また当時、すでに中高年となっていた【Ａ３】は、農業以外への転職も困難であった。

＊「農村では農業だけで生活が苦しくなった。若ければ、出稼ぎに行ける。でも自分はずっと50歳まで農業だけをしてきて、出稼ぎ先にも受け入れる職場はないだろう。こんな自分でも、日本に行けば何とかなると思った」

いずれにせよ【Ａ２】と【Ａ３】の場合、中国東北地方での生活が不安定化し、日本への移動・定住は現状を打破するほとんど唯一の展望とみなされていた。それだけに彼らは、渡日を「うれしい」と感じていたのである。

第２項　【Ｂタイプ】

【Ｂタイプ】でも、やはり「親が日本人だから」は来日の動機の中で大きな位置を占めている。ただしそれ以外に、【Ａタイプ】にはない独自の動機として「別の世界を体験したい」という動機が見られる。

まず【Ｂ１】は、自費・呼び寄せを含むため、「親が日本人だから」というのは、「親がいるから安心して行ける」、「親の面倒をみる必要がある（介護）」、「自分だけが中国に残るのはつらい」等、【Ａタイプ】に準じる要素を含む。

それに加え、【Ｂ１】が「別の世界を体験したい」と語る際、その内実は、中国で仕事・生活上の困難に直面している現実をふまえ、人生をやり直すチャンスをつかみたいというものであった。そこで彼らの動機には、生活の不安定化を背景とした「経済的な理由」も多くみられる。【Ｂ１】は、1990年代後半以降、農業以外の仕事を転々とし、将来を模索してきた。彼らの生活は極めて困難・不安定である。その一方で彼らは【Ａタイプ】に比べて若いこともあり、将来の可能性を模索する方策の一つとして、渡日に希望を託した。彼らは、日本で必ず成功し、定着しようという不退転の決意をもっていたわけではない。「渡日してうまくいかなければ、中国に戻ってくればいい」と考えていた。そこで来日は、確かに「うれしい」という気持ちもあるが、まだ将来が未確定だという意味において「うれしくも悲しくも、どちらでもない」とも感じている。

＊「失業後、自営業をしたがうまくいかなかった。2008年、やっと来日できて嬉しかった。祖母（残留婦人）の願いを叶えたし、自分も祖母の故郷に帰りたかった。日本に来れば、きっともっと幸せになれると思った」

「日本に永住帰国できると分かった時、嬉しかった。日本に好奇心を持ち、一つのチャンスと思っていたからだ。もちろん不安もあった。言葉が通じなくて生活がどうなるか心配していた。でも、あまり深く考えていなかった。中国にいても安定した職がなく、あちこちで臨時で雇われていただけだ。収入が不安定で生活を維持するのが難しかった。日本に行けば、きっとよりいい生活を送れると期待して日本に来た」

「日本に行くことで、自分の生活・人生を変えられるかも知れない。とにかく今の状態を変えたかった。日本に行って、よかったら定住する。うまく行かなければ、中国に戻ろうと思っていた」

「特に何も思っていなかった。ただ日本に来れば今の状況より良くなるだろう、また自分にとって一つのチャンスかもしれないと思っただけだ」

これに対し、【Ｂ２】は、「親が日本人だから」来日したが、その内実は、同伴帰国なので「連れられてきた」、「何も考えないうちに勝手に決められた」というものである。そこに本人の明確な意思は見出しにくい。ただしそれでも、「周りからはうらやましがられた」と語る【Ｂ２】も多い。来日に際し、特に悩みや悲しみはなかった。あえていえば、中国の友達と別れるのが寂しかったということが、彼らの心情であった。

【Ｂ２】が来日に際し、「別の世界を体験したい」という場合、それは【Ｂ１】のような、人生をかけた再チャレンジではない。ただ素朴に「未知の世界を見てみたい」という好奇心である。彼らの多くは来日を「うれしい」と感じていた。

＊「祖母（残留婦人）に日本に来た方がいいと勧められた。日本の方が発展しているし、両親も一緒だから心配や不安はなかった。周りの友達にもうらやましがられた」

「どちらかと言うと、来たくなかった。高校を卒業する年だから、友達のことを考えるとさびしかった。日本に行くと友達がいないから、面白くないだろうなぁと思った。でもその反面、日本がどんな所か見てみたいという気もあった。来る前に行くか行かないかという相談は全然なかった。勝手に決められた。家族会議や相談はなかった。まわりは勝手に、『行けてよかった』という空気になっていた」

終章

以上、中国残留日本人二世等の中国における生活実態を分析してきた。簡単に総括・考察する。

第１節　基本層性と生活史

本稿の対象となった二世等は、年齢・職業階層に基づいていくつかのタイプに区分しえた。

まず【Aタイプ】は、調査時点で46歳以上の二世で、子供時代から反右闘争、大躍進、上山下郷、文化大革命等、中華人民共和国成立以降の深刻な政治的混乱を体験してきた。

この中でも【Ａ１】は、専門職・管理職である。両親・配偶者も専門職・管理職が多い。比較的高学歴・高収入で生活は安定していた。仕事や生活に大きな悩みはなかったが、それでも現状に完全に満足していたわけではなく、中国沿海地域と比べれば所得が低いと認識し、子供により良い教育環境を希望していた。

【Ａ２】は労働者である。両親は労働者・農民・零細商店主、配偶者も労働者であることが多い。彼らは中卒で、低所得ではあるが、1990年代以前の生活は比較的安定していた。しかし、改革開放の進展に伴い、国有企業の民営化・倒産・リストラが相次ぎ、【Ａ２】の生活水準は悪化した。以前に居住していた社宅からも追い出され、中国で経済的苦境に陥っていた。また子供の就職も困難で、何とか生活の転換を図ろうと模索していた。

【Ａ３】は農民である。両親・配偶者も農民や農村労働者である。彼らは中卒未満の低学歴・低所得で、一貫して劣悪な生活環境におかれていた。

次に、【Bタイプ】は、45歳以下で、半数以上が三世である。彼らは、改革開放・市場経済の時代に育った。

まず【Ｂ１】は、非正規雇用労働者と零細な自営業者である。両親は農民が多く、彼ら自身の学歴も中卒以下と低い。都市出身者は、【Ａ２】と同様、国有企業の倒産・リストラに遭遇し、経済的に困窮していた。農村出身者は、都市に出稼ぎをしていたが、その労働条件は劣悪で、賃金不払いに見舞われることも少なくなかった。いずれの場合も、配偶者も同様の不安定な非正規雇用・失業の状態にあった。

【Ｂ２】は、無職または学生で、全員が未婚である。無職の場合は高卒と高学歴で、日本に行くことを想定し、中国では就職をしていなかった。彼らは、経済的な悩みがなく、生活は安定していた。

以上の各タイプは、必ずしも残留日本人の二世に固有のものではない。同世代・同地域の中国人にはごく一般的にみられる世代・職業階層の類型である。残留日本人二世等の生活実態は、まず第一義的には、中華人民共和国成立以降の中国の社会構造変動によって規定されてきたといえよう。

第２節　中国で受けた差別・迫害

しかし、二世等には、一般の中国人にはみられない固有の経験もあった。それが、日系人としての差別である。

まず【Aタイプ】、特に都市に居住していた【Ａ１】や【Ａ２】では、文化大革命をはじめとする政治的混乱の中で、厳しい差別を体験してきた。その差別は、幼少期のいじめ、学校・進学での不利、就職・昇進・恋愛・結婚等、生活のあらゆる場面に及んだ。彼らの配偶者・家族にまで、その差別は影響を与えた。

これに対し、【Aタイプ】の中でも農村に居住する【Ａ３】、および年少の【Bタイプ】では、差別体験は少ない。戦後中国における農村という空間、および日中戦争以降の時間的経過が、差別を希薄化させていったといえよう。

ただし【Ａ３】や【Bタイプ】で差別が全くなかったわけではない。彼らもまた「小日本鬼子」といじめられた経験をもつ。またそれ以上の深刻な差別を経験していないがゆえに、そのようないじめを一層強い印象をもって受容・記憶している。こうした体験を通して、彼らもまた一般の中国人とは異なり、残留日本人の子供（孫）であることを強く自覚・認識してきた。

第３節　永住帰国の経過と動機

対象者が日本に帰国したのは、主に1980年代末以降まで遅延した。それはまず、戦後の東西冷戦、および日本政府の帰国支援策の不備に基づく一世の帰国遅延に由来する。またそれに加え、二世の同伴帰国・国費での帰国旅費支給が、20歳未満・未婚の二世だけに限定されたことにも大きく規定されていた。実際、【Ｂ２】を除くほとんどの対象者は、一世の帰国が可能となった時期、すでに20歳以上・既婚だったからである。

したがって大半の二世等は、一世の帰国からさらに遅延して、「家族呼び寄せ」で自費渡日せざるを得なかった。

その中でも【Ａ１】は、1987年から2008年にかけて、20歳代から60歳代まで分散して五月雨式に帰国した。これは、仕事・家族の状況をふまえ、自分で帰国時期を選択したことを意味している。彼らは中国での安定した生活を中断して日本に行くことに迷い・葛藤をもっていたが、「親（一世）の介護のため」、「子供の教育のため」に渡日を決断した。

一方、【Ａ２】は、1990年代に集中して、30歳代から40歳代の働き盛りで帰国した。彼らは、中国での生活に展望を見失い、「貧困からの脱出」、「子供の就職」、「親の介護」のために、働けるうちにできるだけ早く日本に行こうと考えたのである。そして全財産を売り払い、借金までして斡旋業者に依頼して渡日した。

【Ａ３】は、【Ａ２】と同様、中国での生活に展望を見失い、「貧困からの脱出」、「子供の教育のため」、「親が日本にいる」という動機で来日した。ここでいう「親が日本にいる」とは、「親の介護」というより、親を「手づる」とした来日という意味である。ただし彼らの帰国は、農村に居住していて情報が入手しづらく、また斡旋業者に支払う代金すらなかったため、1994年以降まで遅延した。そこで渡日時、彼らはすでに40歳代〜50歳代になっていた。

そして【Ｂ１】は、2000年以降、20歳代〜30歳代で、「生活を変えたい」、「視野を広げたい・別の世界に見たい」という動機で帰国した。彼らもまた中国では生活展望がなく、しかし同時にまだ若いため、渡日によって人生を変えたいという一心で、「親が（日本に）いる」ことを手づるとして来日した。

最後に【Ｂ２】は唯一、国費で親（一世）と同伴帰国したグループである。2000年以前、20歳未満で帰国した。彼らは、「人生のやり直し・再チャレンジ」というより、むしろ「親が行くからあまり何も考えず」、「初めての世界を見てみたい」といった動機で帰国した。

第４節　考察

以上のように、二世等の中国での生活実態、差別体験、帰国の経過・動機は、世代・職業階層によって大きく異なっていた。こ

の知見は、横内(2006)も含め、従来研究ではほとんど明らかにされてこなかった点である。特に横内(2006)は、非農業型（マニュアル・ノンマニュアル）等の二世の帰国動機を明瞭に検出できなかつたが、本稿の分析では非農業者も含め、職業階層と世代による帰国動機の相違は明白であり、その背後には現実の生活過程の相違があった。

ここで特に注目すべき事実は、次の３点であろう。

まず第１に、年長の【Aタイプ】には専門管理職（【Ａ１】）がいるが、年少の【Bタイプ】には専門管理職がいない。もとより年少世代の二世等の中に、専門管理職がいないわけではない。そうした若い専門管理職は来日を選択せず、中国でさらなるキャリア・アップを目指しているのである。今回の対象者は、あくまで日本に帰国した二世等である。いいかえれば、専門管理職の二世等で日本への永住帰国を選択するのは、すでに年齢的に中国でのキャリア・アップの限界がみえた年長者（【Ａ１】）ということになる。彼らは、多くの葛藤を抱きつつ、親（一世）の介護、中国で必ずしも成功していない子供（三世等）の将来、そして自らの老後の福祉・生活保障を考慮して、渡日を決意したのである。なお来日を選択しなかった若い専門管理職の二世等の詳細な実態把握は、今後の課題とする。

第２に、年長の【Aタイプ】では、労働者（【Ａ２】）と農民（【Ａ３】）が明らかに異なる職業階層として固有の特徴をもっていた。これに対し、年少の【Bタイプ】では労働者と農民が合体・融合（【Ｂ１】）している。年長の【Aタイプ】が職業生活を始めた1980年代以前、中国では都市と農村は明確に異なる社会空間であり、労働者と農民はいずれも決して富裕ではないが安定した固有の社会階層であった。しかし1990年代以降の改革開放の進展に伴い、農村の貧困化、および都市国有企業の倒産・リストラが急速に進んだ。都市に膨大な非正規雇用・不熟練労働市場が生み出され、農村から流入した出稼ぎ農民、およびリストラされた都市失業者がそこで就労するに至った。【Aタイプ】と【Bタイプ】の二世の世代的な相違は、こうした中国の社会変動によって創出されたものである。

第３に、年長の【Aタイプ】には無職・学生がいないが、年少の【Bタイプ】にはそれがいる（【Ｂ２】）。年長者に学生等がいないのは当然と思われるかも知れないが、ここで重要なことは、来日時における学生・無職者の有無である。すなわち年長の【Aタイプ】において、なぜ学生または卒業後まもない無職者がいないかが問題である。それは、一世の日本への帰国が本格化した1980年代以降、すでに【Aタイプ】の二世は20歳以上・既婚になっていたからである。すなわち一世を含む残留日本人の帰国を遅延させ、しかも二世等の国費での同伴帰国に年齢制限を果たした日本政府の政策により、【Aタイプ】には学生または卒業後まもない無職者がいなかったといえよう。いいかえれば【Bタイプ】のように、二世とともに渡日する三世になって初めて、若い学生・就職準備者の渡日が可能になったのである。

以上をふまえれば、二世等にみられた各タイプは、①改革開放前後の中国の社会構造変動、および、②日本政府の残留日本人に対する帰国支援政策が構造的に作り出したものといえよう。

そしていずれのタイプにおいても、中国での現実生活をふまえた渡日の動機は、単に「残留日本人二世等だから」といった受け身のものだけではない。そこには、「貧困から脱出」「親の介護」「子供の将来」「別の世界の体験（視野の拡大）」など、主体的・選択的な動機がみられる。その意味で、二世等にとって、日本人の血統とは人生の可能性を広げる一つの資源として機能したといってよい。しかし同時にそれを資源として活用せざるをえなかった背景は、改革開放以降の中国東北地方の厳しい社会的現実である。またその資源の活用を極めて厳しく制限したのは、中国残留日本人一世の苦難を創出した日本政府が二世等に再び課した帰国制限政策であったといわねばならない。

注

1) 中国帰国者支援・交流センター関連情報　http://www.sien-center.or.jp/about/ministry/reference_02.html
2) 浅野（2008）、浅野・佟（2009、2010、2011）、佟・浅野（2009、2010）、呉（2004）、江畑・曾・箕口（1996）、蘭（1994、2000a）等。
3) 小林（2009）、宮田（2000）、大久保（2000）、張（2009）等。
4) せいぜい宮田（2000）が、来日前の職業能力が、来日後、ほとんど生かされないことに触れているだけである。
5) 志水・清水（2001）、清水（2006）、福岡・金（1997）等。
6) 張（2005）。
7) 改革開放とは、農業、工業、国防、科学技術の「四つの現代化」に向け、鄧小平の主導で始められた国内改革および対外開放政策を指す。1978年12月の中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議で提起され、その後、いくつかの画期を経て、中国の市場経済化・高度経済成長の出発点となった。
8) 横内（2006）688～707頁。
9) 50名を対象とした調査のうち39名分は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科・浅野慎一教授の研究室で2009年8月～9月にかけて実施した共同調査に基づく。もとよりこの共同調査には、筆者自身も参加した。残る11名分は、2009年10月～2011年10月にかけて筆者が独自に実施した。調査は原則として中国語（３名のみ日本語）で行った。また、面接聴き取り調査に加え、筆者による参与観察の結果も本論文には生かされている。筆者は4年半、夜間中学校の非常勤教諭を務め、そこで出会った二世等も本調査対象者の半数（25名）を占める。
10) 浅野慎一(2005)第3部第2章、浅野慎一編著（2007-ｂ）第1部第2章。
11) 中国の社会保障は主に養老保険（年金）、医療保険（公的医療保険）、失業保険（雇用保険）、工傷保険（労災保険）、生育保険（育児保険）の五つから構成される。保険料は、地方自治体によって異なる。
12) 【Ｂ１】の都市出身者もやはり、所属していた国有企業の倒産によりリストラされ、安定した再就職ができず、生活苦に悩んでいた。「国有企業に勤めていたが、リストラされた。借金して衣服を売る露店を始めたが、失敗に終わった。また借金して料理店をやったが、客が少なく、生活は苦しかった」。
13) ただし【Ａ１】の一部には農村に下放され、そこで上司・友達の紹介で農民と結婚したケースもある。

14) 第二次世界大戦時の残虐な行為をした日本人を指して罵る呼称。「小日本鬼子」ともいう。
15) 少年先鋒隊は、1953年に共産主義青年団の指導の下で作られた少年組織。7～14歳の少年が参加できる。政治の学習、文化の娯楽活動、奉仕活動などを行う。文化大革命の期間、「批判走資派」を目標に「紅小兵」組織となった。
16) 共産主義青年団は、中国共産党の指導の下で作られた若手エリートの青年組織。14～28歳までの青年が参加できる。「共青団」と略称されている。
17) 地主、富農、反革命分子、破壊分子、右派を指す。
18) 文化大革命において、共産党内実権派批判の担い手として、毛沢東の直接の指導により組織された青少年の社会運動組織。中学生から大学生を主な構成員とした。
19) 浅野（2008、2011）、浅野・佟（2009、2010）等。
20) 【Ａ１】には、「娘を先に日本へ行かせた。私たち夫婦は退職をしてから行くことにした。当時の退職金は沿海の地域に比べると低かった。娘から日本は空気がきれいで、医療・福祉なども進んでいると聞いた。それに、娘もいるから来日を決めた」との声もある。
21) 【Ａ２】には、「中国にいた時、よくテレビで日本のことを見ていた。とても好印象で憧れていた。何回か帰国手続きをし、やっと来ることができてうれしかった。日本は母の国だし、経済的に豊かな国だから、日本に来れば生活がきっと良くなると信じていた」との声もある。

引用・参考文献

浅野慎一(2005)『人間的自然と社会環境ー人間発達の学を目指して』、大学教育出版

浅野慎一（2007-ｂ）『増補版　日本で学ぶアジア系外国人』、大学教育出版

浅野慎一（2008）「激動の6年余，道は半ば」『法と民主主義』431

浅野慎一（2011）「中国残留日本人孤児にみる国家賠償訴訟の組織過程」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』5ー1

浅野慎一・佟岩（2009）「血と国」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-1

浅野慎一・佟岩（2010）「本是同根生相煎何太急ー永住帰国後の中国残留日本人孤児」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』4-1

浅野慎一・佟岩（2011）「孤立と差別」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』4-2

蘭信三（1994）『「満州移民」の歴史社会学』、行路社

蘭信三編（2000-a）『「中国帰国者」の生活世界』、行路社

蘭信三編（2009）『中国残留日本人という経験』、勉誠出版

江畑敬介・曾文星・箕口雅博編著（1996）『移住と適応―中国帰国者の適応過程と援助体制に関する研究 ―』、日本評論社

大久保明男（2000）「アイデンティティ・クライシスを超えて―『中国日裔青年』というアイデンティティをもとめて―」、［蘭編2000a：325ー351］

木下貴雄著（2003）『中国残留孤児問題の今を考える』、鳥影社

小林悦夫（2009）「中国帰国者に対する日本語教育の展開」、［蘭編2009：261-283］

駒井洋編（2006）『中国帰国者二世・三世―中国と日本のはざまで―』、筑波大学社会学研究室

呉万虹（2004）『中国残留日本人の研究―移住・漂流・定着の国際関係論―』、日本図書センター

志水宏吉・清水睦美（2001）『ニューカマーと教育―学校文化とエスニシティの葛藤をめぐって』、明石書店

清水睦美（2006）『ニューカマーの子どもたち―学校と家族の間の日常世界』、勁草書房

佟岩・浅野慎一（2009）「ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』2-2

佟岩・浅野慎一（2010）「祖国と越境」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-2

張輝編（2005）「中国帰国者の生活実態に関する研究―ある残留孤児二世家族調査事例を中心に―」、『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第6号

張嵐（2009）「中国残留孤児二世のアイデンティティ」『日本オーラル・ヒストリー研究』第5号

福岡安則・金明秀（1997）『在日韓国人青年の生活と意識』、東京大学出版会

宮田幸枝（2000）「中国帰国者二世・三世の就労と職業教育」、［蘭編2000a：175-198］

横内真弓、2006、「中国帰国者二世・三世の想い」、［駒井洋編、2006：694-7」